

議員の盗水問題 —水道料金相当額も過料も—

“まだ払ってないのか？！”

昨年7月議会で、町が明らかにした金額
水道料金相当額
= 308万円9,250円
バイパス管撤去後の使用量と不正取水していた平均日量との差
5m³×4119日分
この根拠は、水道使用移動届け(山田壽一議員名義)の平成12年8月4日から平成23年11月14日までの約12年間分となる。
過料1544万6千円
給水条例第40条=不正でまぬがれた金額の5倍以下の金額を請求することができる」と規定。
総額1853万5千円

党議員団が試算した損害額
30年間の盗水相当額は747万円
その過料は3735万円
+ の合計4482万円
その上、山田議員は盗水という犯罪を行いながら税金による報酬を受け取っていたこととなります。2011年12月に辞職するまで受け取った推定金額は、
議員報酬=約2000万円
総合計は6482万円

甲良民報
2013年1月20日 540号
発行責任: 日本共産党甲良町議員団
連絡: 甲良町在土463(西澤)
Tel. Fax38-4949

丸山光雄議員は、議員の盗水問題の全面解決のため、総選挙で町民と対話すると、国政以上に、町の不正をただしてくれということが大きな反響であり、この盗水問題は解決に向かって努力を求め、山田議員の「不正に免れた水道料金相当額」と「過料」の請求は行ったのかと質問。
水道課参事は「免れた金額、過料請求は、条例に定められたとおり請求し、金額は7月の臨時議会で説明した金額(左の枠に掲載)」だと答弁しました。
そして、山田議員から弁明書が届き、次の手続に入っている状況が明らかに

山田議員に対する請求始まる

町民から「あまりにもあつかまし過ぎる。盗んだ代金をいまだに払っていないのか?!」と批判が収まらない議員の盗水問題。「町政で解決しなければならぬ課題」をあげれば、一番に飛び出すのは「水盗みの議員が何の反省もなく居座っていること」「何よりも代金を払わせること」との声が寄せられるほど多くの関心が集まっています。丸山光雄議員の質問(12月議会)で山田議員に対する「免れた水道料金相当額」と「過料」を町が請求したことが判明しました。その一方で町はAさんが条例に基づいて求めた「請求した事実が分かる資料の公開」を拒否しました。安心して住み続けられる町づくりは「盗水問題」の解決抜きに語ることはできません。
丸山光雄議員の一般質問の概要とAさんの異議申立書を紹介します。

なりました。
財産の差し押さえも
町長「状況見ながら」
丸山光雄議員は「広報こうら」を読み上げ、再三の催促に応じない場合、預金や給与、不動産、自動車などの差し押さえをすると明言していることをあげ、山田議員の盗水の件も、差し押さえに入るのか」とただし、毅然とした対応を促しました。
この質問に対し、北川町長は「今後の対応については、相手方が弁明しているの、その状況を見ながら判断したい」との回答に留めました。

一日も早い
全世帯調査を
丸山光雄議員は、盗水バイパス管を設置した業者が山田議員だけでないと具体的に件数を挙げて証言していると指摘し、一日も早い全世帯の調査を求めました。
町は、計量法によりメーター交換を実施していることを明らかにし、平成24年は長寺西、法養寺、小川原を対象地域にしている」と表明。
さらに、メーター交換の完了後、委託にて、戸別メーターの点検、漏水調査を平成24年から平成26年の3年間で町内全域を点検する予定であると答弁しました。
しかし、「逆水」など不正取水疑惑の調査を毅然として進めるとの明言は避けました。



掘削調査で発覚した盗水バイパス管。平成23年12月8日

代金請求の事実を公開すべき

Aさんが昨年、山田議員に対する水道代金相当額および過料を請求した事実の公開を求めたところ、「非公開」とされたのは納得できないとして、去る15日、異議申立を行いました。その異議申立の理由を紹介します。(見出しは編集者)

【申立理由】

「非公開」には 当たらない

山田壽一議員の不正取水にかかわる「不正に免れた水道料金相当額」と「町条例に基づく過料」および町がそのそれぞれの額を請求した事実(以下「本件」という)は「非公開」に当たらない。

本件に関し、原処分が述べている「個人情報」には一般的には相当することは理解できる。しかし、本件は以下の理由で「守るべき個人情報」には該当しない。

イ) 本件に関しての経過は、平成23年11月14日の山田壽一議員宅の調査から12月8日の盗水バイパス管掘削調査を経て、平成24年1月17日、北川町長が山田壽一議員を町水道水の窃盗容疑として告訴した。さらに、同年7月13日の甲良町議会臨時会で「不正に免れた水道料金相当額」ならびに「町条例に

基づく過料」を請求する準備が整ったことが明らかにされ、その過料額が平成24年度一般会計補正予算案に計上された。

すでに衆知の事実

上記経過は新聞・テレビ等の報道で町民のみならず県下における衆知の事実となった。

ロ) とりわけ、平成24年1月17日告訴後の町側の記者会見の内容では、北川町長自身が金額および算定期間などを公表している。即ち、不正取水が発覚した以降の水道料金と不正取水が実行されてい

たと見られる期間の水道料金との差額も会見で述べられている。

ハ) 平成24年7月13日、甲良町議会臨時会において提出された資料で「免れた水道料金相当額」は3,089,250円、「過料」は15,446,250円であることが明確に示され、議員の質問に対し、議会で否決されても茶木朝雄水道課長は「請求の権利は消滅しない」旨の答弁がされている。

公開してこそ公正に

本件の公開は、以下の理由により、積極的な意義をもっているものである。

イ) 平成24年7月13日の甲良町議会臨時会では町が請求を準備した過料の入金の受け皿となる「平成24年度一般会計補正予算案」が賛成少数で否決され、この「否決」という事実が新聞等で報道され、「山田議員の水道代を町は徴収できなくなった」「過料請求を町が取りやめてしまった」などの

間違った情報が氾濫し、公正な水道事業のみならず、税等の負担の公平という原則が著しく踏みにじられている。

請求している

姿勢を町民に

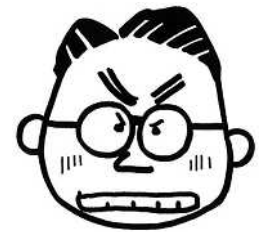
このような状況を正しい方向で打開するためには、山田壽一議員に対し、免れた水道料金も過料も断固として請求を行っている町の姿勢をはっきりと町民に示す必要があり、義務があると確信する。ロ) 議員の位置と任務に照らして、議員が公共料金を正当に負担しているか否かは大変重要であり、いやしくも犯罪行為により公共料金の負担を回避している者に、そもそも「個人情報」を理由に保護する根拠は全くない。

もちろん、一般的に「議員」だという理由だけで、もともと個人情報にかかわる全ての事項が公開となることを容認するものではない。

結論

本件の場合、 で述べた通り、「山田議員が盗水に直接関わっていること」「町長が山田議員を窃盗罪容疑で告訴したこと」「窃盗により実害が発生していること」「本件の請求を町が行ったこと」これらは全て新聞等で報道され衆知の事実となっており、公開の決断こそ求められることを強調する。

本件については、町長が進んで、マスコミ等を通じ公開して然るべきものである。それは、告訴したことを記者会見したこと、過料を計上した補正予算案が否決されたことの経過からしても、毅然として「請求」および「徴収」の事実を進んで公開することを重ねて要請する。



「盗水」代金・過料を
強制的に払わせる
手続きの開始を

丸山光雄議員の話

北川町長が山田議員を窃盗罪容疑で告訴してから早や1年が経過しました。

先の総選挙で支持を訴えていても「あの盗水問題を何として解決してくれ」という声が圧倒的に多く寄せられました。

それもそのはずです。ほとんどの町民は毎日のくらしを、節約に節約を重ねて過ごしておられます。町民が大変な苦勞をされている一方で、30年間も町の水道水を盗んで議員の席に居座り、議員報酬をぬけぬけと受け取っている山田議員が現に居るわけで、怒りがいっぱいでも我慢できない町民がおられても当然だと思います。

昨年7月議会で6人の議員に「過料」を計上した補正予算が否決されながらも、代金を町が請求したことは一歩として評価できます。しかし、私たちが試算した30年間の金額4482万円と比べて少なく、弱い姿勢だと言わざるを得ません。

少なくとも、町が請求した金額については一日も早く強制手続きにふみ切り、全額を支払わせることに全力を傾けるべきだと思います。

私たちは町民のみなさんと力を合わせ、一致する議員とも協力し、「窃盗罪で書類送検されている議員」の責任を徹底して追求し、町政と議会の正常化のため尽力する決意です。